

平成 22 年度予算編成の方針について

〔平成 21 年 9 月 29 日
閣 議 決 定〕

1. 平成 22 年度予算については、年内に編成する。
2. 平成 22 年度の予算編成に当たっては、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくため、以下の方針で臨む。
 - (1) 現行の概算要求基準(「平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成 21 年 7 月 1 日閣議了解))は廃止する。
 - (2) マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む。以下同じ。)を踏まえた要求の提出は、10 月 15 日までに行うこととする。
 - (3) マニフェストに従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す。これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していく。
 - (4) 各大臣は、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととする。

政令第 号

平成二十二年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度予算に係る財政法第十七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類のうち平成二十一年九月二十九日の閣議決定「平成二十二年度予算編成の方針について」に基づいて作製される部分の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成二十一年十月十五日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十二年度予算に係る歳入、歳出等の見積に関する書類については、予算決算及び会計令の規定により八月三十一日までに送付を要することとされているところ、そのうち平成二十一年九月二十九日の閣議決定「平成二十二年度予算編成の方針について」に基づいて作製される部分の送付期限の特例を定める必要があるからである。